

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により北山・十津川
森林計画区に係る平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの地域森林
計画を変更したので、その関係図書を奈良県農林部林業振興課において閲覧に供します。

平成二十六年一月十四日

奈良県知事 荒井正吾